

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

1 事業目的

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対し、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付とは別に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず定期的に利用できる新たな通園給付（以下「こども誰でも通園制度」という。）を実施する。

2 実施時期

令和8年4月1日から

3 内容（ は国より充実している部分）

本制度は区市町村を超えた広域利用が可能である。

なお、以下の内容は中央区民が本区施設を利用した場合である。

(1) 利用日時・方法

- ・こども1人当たり「月20時間（国10時間＋多様な他者との関わりの機会創出事業（都事業）上乗せ10時間）、1日当たり8時間を上限とする。
- ・定期利用（月を単位として複数月の利用契約とすること。利用する曜日や時間帯を固定することを基本とする。）

(2) 実施施設

- ・区内の認可保育所、認証保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所を対象に募集する。なお、直近の指導検査において、文書指摘がない園での実施とする。

(3) 対象児童

- ・認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育施設に通園していない0歳6カ月から2歳児クラス相当の児童

(4) 利用料金

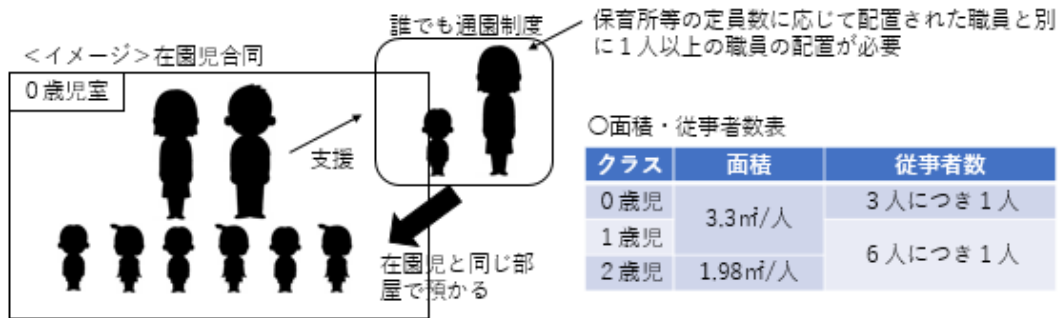
- ・275円/時だが、都事業の活用により無償化（利用料金を徴収しない）。広域利用の場合は徴収する。
- ただし、昼食やおやつ代については実費徴収する。

(5) 実施方法

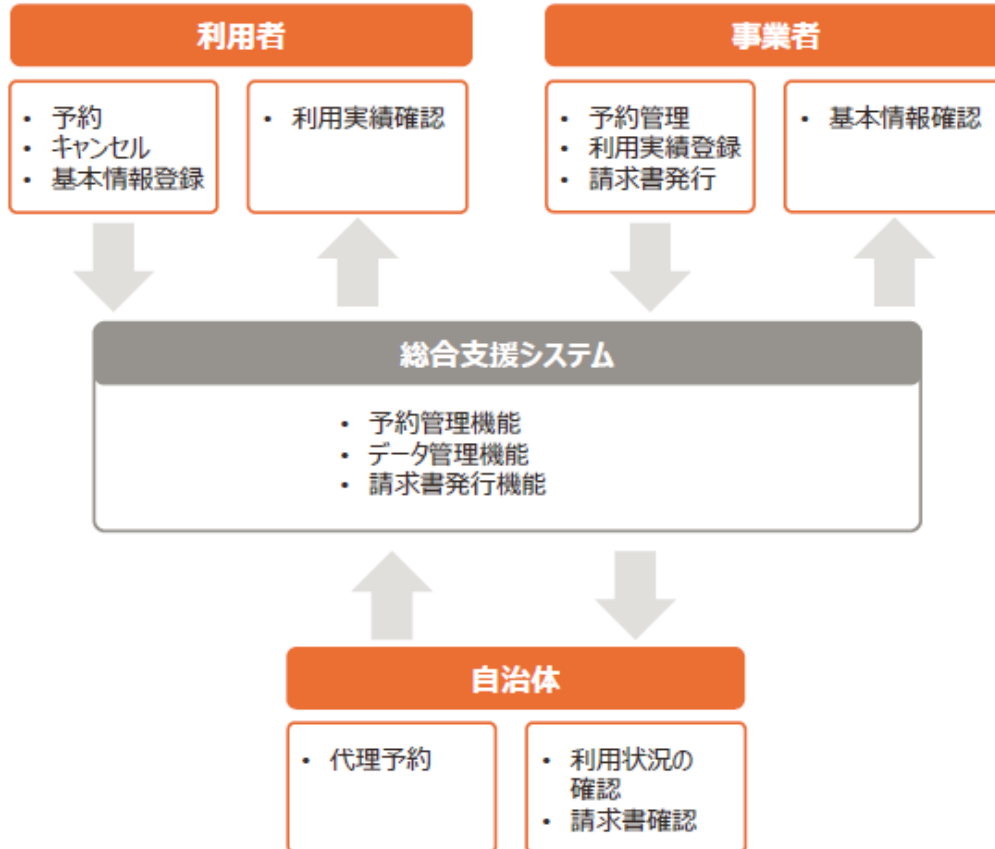
・1年を通じて空きがある場合又は施設の面積に余裕がある園において、一般型（専用室又は在園児合同）により実施

○一般型（専用室又は在園児合同）

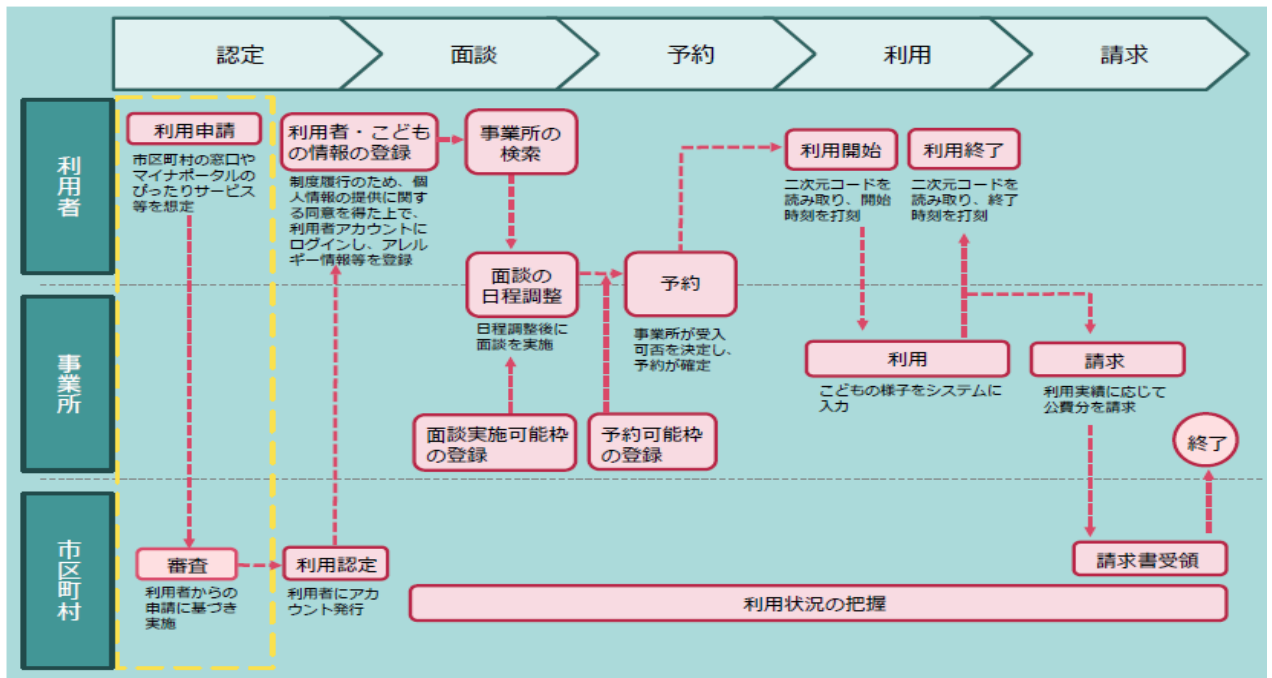
本制度を利用する児童の定員を設定し、在園児と合同又は専用室を設けて受入れを行う。なお、定員の設定に当たっては、余剰面積で受け入れ可能な枠又は1年を通じて空きが見込まれる枠を定員として設定するよう十分に留意する。



(6) 総合支援システム



(7) 利用までの流れ



4 スケジュール

令和8年3月

子ども・子育て会議において認可・確認に係る意見聴取

4月

こども誰でも通園制度開始